

SNSのトラブルについて

弁護士 田中翔吾

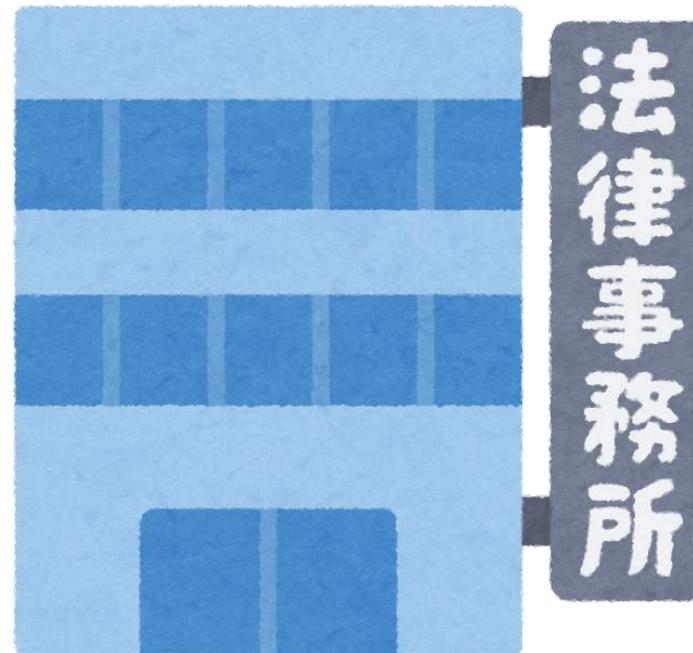
今日お話しする内容

1. 自己紹介
2. はじめに（法律ってなに？）
3. 加害者にならないために
4. 被害者にならないために
5. 「SNSいじめ」ってなに？
6. おわりに（表現の自由の大切さ）

【1. 自己紹介】

はじめまして。私は杉並区在住の弁護士です。

都内の法律事務所で、お客様のための法律相談をしています。



法律ってなに？

【2. はじめに】

Q. 法律ってなんのこと？



はじめに（法律ってなに？）

A. みんなが気持ち良く生活できるようにするためのルールのことです。



はじめに（法律ってなに？）

Q. 法律って中学生には関係あるの？



はじめに（法律ってなに？）

A. 中学生にも関係があります。

中学生は

- {
 - ・12歳前後から民事責任
 - ・14歳から刑事責任

を負うことになります。

はじめに（法律ってなに？）

- ・**民事責任**

⇒ お金を弁償する。

- ・**刑事責任**

⇒ 逮捕され、罰金を取られたり、刑務所に入れられるなどの罰を受ける。

はじめに（法律ってなに？）

Q. でも、まだ中学生だし、

そんな法律があるなんて知らなかつた！！



で許されるでしょ？

はじめに（法律ってなに？）

A. 許されません。

加害者、被害者にならないためにも、法律を知っておくことは大切です。



【3. 加害者にならないために】

加害者にならないために

Q. それでは、どんなことに気を付ければいいでしょうか？

⇒ これから具体的に見ていきましょう。

加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

Q. ある芸能人のテレビでの発言が気に入らなかったので、

Twitterで次の投稿をした。

問題がある？



加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

A. 問題になる。

犯罪(名誉棄損・侮辱罪)が成立する可能性があります。

加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

Q. テレビに出ているような芸能人でもダメなの？



加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

A. ダメです。

芸能人を叩いてよいとする特別な理由はありません。

もちろん、知っている友達の悪口でもいけません。

加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

Q でも犯罪をしたり、人に迷惑をかけている人だったら、いいんじゃない？



加害者にならないために

◆加害の例1... 詹謗中傷

A. ダメです。

{ すべての人は法律に決められている手続によらなければ生命や自由を奪われたり、その他の刑罰を科せられたりしない（憲法31条）。

⇒悪いことをした人をみんなでいじめていいわけではない。

相手がどんな人でも仕返しをしていいわけではない！

加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

Q. でも、匿名の裏アカで投稿しているから
私が投稿したってバレないんじゃない？



加害者にならないために

◆加害の例1... 詐謗中傷

A. 警察や専門家であれば、あなたが投稿したことを特定することが可能です。

特定後、高額の慰謝料請求をする裁判を起こされることが予想されます。

加害者にならないために

◆加害の例2... デマの拡散

Q. ネットで知ったデマ情報を拡散してしまった。何か問題になる？

A. 名誉棄損や偽計業務妨害罪が成立しうる。

- ・三年以下の懲役
- ・禁錮又は五十万円以下の罰金

加害者にならないために



SNSに書き込むときのポイント

〈書き込む側〉

- ・全世界の何万人の人が自分の書き込みを読むことができるなどを意識する。
- ・人を傷つけるような書き込みはしない。

〈書き込まれた側〉

- ・ひどい書き込みであっても、そのような書き込みをするのはごく一部の人。みんながそう思っているわけではない。
- ・親や周りの大人にすぐに相談して早めの対応を！

加害者にならないために

◆加害の例3... プライバシー権の侵害

Q. 嫌いな同級生の住所や連絡先をネットに書き込んだ。

これは問題がある？

加害者にならないために

◆加害の例3... プライバシー権の侵害

A. 問題あり！

⇒

知られたくないことを公表されない権利（プライバシー権）の侵害に当たる可能性があります。



プライバシー権のポイント

- ① 自分が公開してほしくないようなこと、他人の個人情報は書き込まない。
- ② 友人が一部の人に公開していたとしても、ほかの人に公開することまで承諾しているわけではないので注意する。

加害者にならないために

◆加害の例4... 肖像権の侵害

Q. カメラ好きのカメ子さんは、友達と阿佐ヶ谷パールセンターに遊びに行ったときの写真をインスタグラムに投稿した。友達には了承を得ていないけど、よく撮れたし。これも問題になる？



みんなと遊んできた

2021/07/11 9:14



加害者にならないために

◆加害の例4... 肖像権の侵害

A. 問題あり！

勝手に自分のことを撮影されないこと、
勝手に公表されないことが権利として認め
られている。

加害者にならないために



- ① 本人だと特定できるかどうかがポイントになる。
- ② 本人の了承なくその人の写真を撮らない、
その写真を投稿しない。

加害者にならないために

◆加害の例4... 著作権の侵害

Q. 好きな漫画の写真をそのままインスタグラムに投稿した。
これで友達も漫画が読めて喜んでいた。
何か問題ある？

加害者にならないために

◆加害の例4... 著作権の侵害

A. 問題あり！

著作権=漫画の作者の作品をコピーされない、勝手にネット上にアップされない権利の侵害になります。

⇒十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金など罰則が科される可能性があります。

個人的に楽しむこと、家族内で読むのであればOKです。

◆加害の例4... 著作権の侵害

Q. あるアニメを10分程度で、その内容や結末
(いわゆるネタバレを含む)をまとめて紹介す
る動画を投稿した。

何か問題ある？

A. 著作権侵害になる可能性が高い。

◆加害の例4... 著作権の侵害

Q. 違法にアップロードされた画像・動画を見るだけならいいでしょ？

A. 違法にアップロードされたことを認識しながらダウンロードした場合、たとえそれが私的使用のためであっても、原則として著作権侵害とみなされます。

加害者にならないために



著作権のポイント

他人の作った作品（文章、写真、音楽、アニメなど）をコピー、ネット上に掲載するのには、著作権者の同意が必要。

加害者にならないために

◆加害の例5... 悪ふざけ

Q. ピザ屋さんの冷凍庫の中でピザ生地に寝そべったところを自身のスマホで撮影し、その写真をTwitterで公開した。
何か問題になる？



加害者にならないために

◆加害の例4... 悪ふざけ

A. 犯罪が成立します。

刑法261条(器物損壊)

「他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。」



⇒それ以上に、炎上のリスクがあります。一度ネット上にアップロードしてしまった画像・動画は、取り戻すことができません。大人になってから後悔しても遅いのです。

加害者にならないために

◆加害の例4... 犯行予告

Q. やるつもりはないけど、
むしゃくしゃしたから、
「セシオン杉並を爆発する」
という犯行予告をしてもいい？



加害者にならないために

◆加害の例4... 犯行予告

A. ダメです。

脅迫罪が成立する可能性があります。

通報されれば逮捕されてしまい、

家族や周りの人にも

迷惑が掛かります。



加害者にならないために

まとめ

今まで見てきたのは、人を傷つけるようなこと、人が秘密にしていること、人の承諾がない写真などはSNSにアップしてはいけないということでした。

⇒つまり「相手のことを考えて使用しよう」！

【4. 被害者にならないために】

被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

Q. SNSで知り合った友達に
自撮り写真を送ってほしいと
お願いされています。
せっかく気が合う友達ができたので、
嫌われたくないと思っています。
送ってもよいでしょうか？

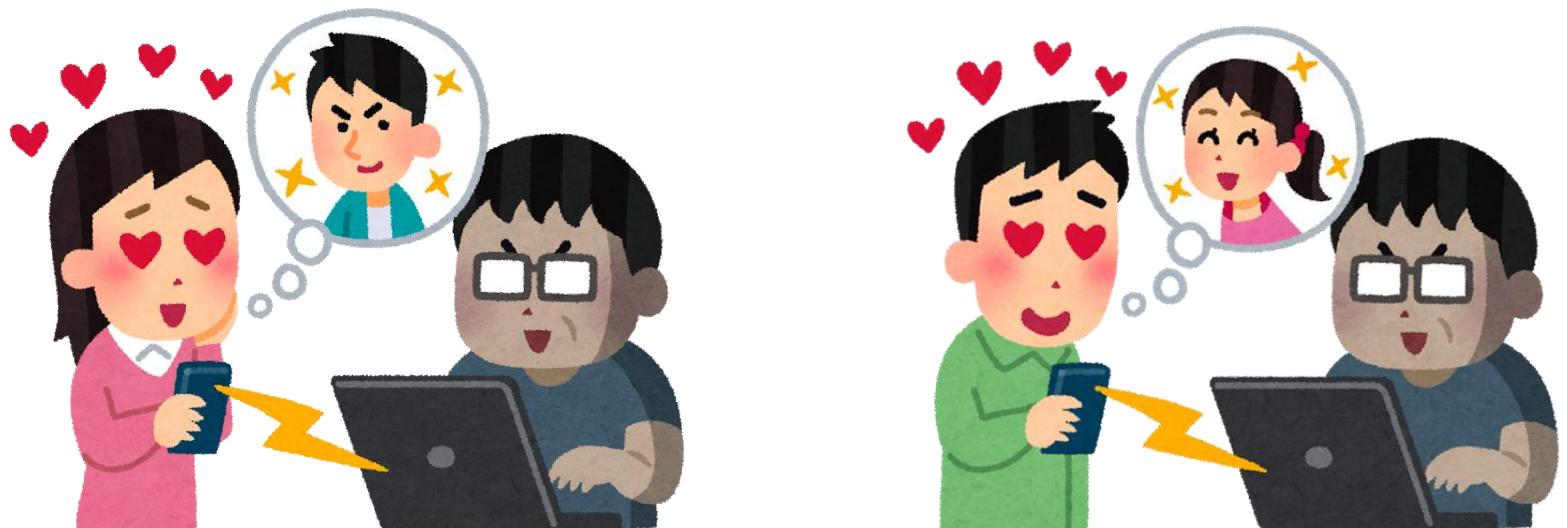


被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

A. 写真を送ってはいけない。

SNSを通じて知り合った友達は学校の友達と違って
素性が全く分かりません。その友達のプロフィール
は本当でしょうか？



被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

—インスタグラムでも同世代の女の子の写真を挙げて
るし、この前もその子の自撮りの写真を送ってきてくれ
た。写真で確認しているけど…

→騙そうとしている人からしたら、
それらしいプロフィール、写真は、
簡単に用意することができる。



被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

Q. もう写真を送ってしまいました。

今度は裸の写真を送らなければ、写真付きで秘密をネットに拡散する、と脅されました。

どうすればいいですか？



被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

A. これ以上自分で対応するのは不可能なので、大人に相談して！

—親に言うと怒られてしまうので知られたくないです。
先生に言うのは恥ずかしいです。



→相手がやってきていることは脅迫罪で、2年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる立派な犯罪です。また、児童ポルノ所持罪として犯罪が成立する可能性が高いです。

被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

Q. 裸の写真の画像データを送りました。
ネット上にアップロードされてしまったのですが、どうすればよいですか？



被害者にならないために

◆被害の例1... SNSで知り合う

A. 残念ながら、完全にその画像データを削除することはできません。

⇒それでも、児童ポルノ禁止法等によって削除が認められる可能性があります。

できる限り早く大人や警察に相談してください。

被害者にならないために

SNSで知り合うまとめ

- ① SNSで知り合う友達は、プロフィールどおりとは限らない。
要求されても自分の写真を送信してはいけません。
- ② 仮に送信してしまい、相手方が何か脅すようなことを言ってきたら、自分で解決しようとせず、すぐに大人に相談してください。
いったんネットに流出したデータを完全に消すことはできません。

被害者にならないために

◆被害の例2... 詐謗中傷

Q. ネット上に自分自身が
詐謗中傷されてしまったら
どうすればいい？



被害者にならないために

◆被害の例2... 詐謗中傷

A. 周りの大人に出来るだけ早く相談して！

①投稿した人に対する**損害賠償請求**

②削除請求

が認められています。

被害者にならないために

◆発信する際の注意点

Q. インスタグラムに
次の写真を送ろうと
思っているんだけど、
何か問題ある？



被害者にならないために

◆発信する際の注意点

① よく行く近所のショッピングモールで、お気に入りのお店を見つけたので親しい友達に教えてあげようと写真をアップした。

⇒・知らない人に付きまとわれるようになった。
・投稿した写真の背景から場所がわかれり生活範囲が特定されてしまった。



被害者にならないために

◆発信する際の注意点

② 家族で旅行中にリアルタイムで旅先の写真やメッセージを投稿した。

→自宅が空き巣に荒らされた。
投稿した内容から自宅にいないことを知られてしまい、空き巣に狙われてしまった。



被害者にならないために

◆ワンポイント: ネットでの取引について

Q. オンラインゲームで、自分が20歳であると偽って、10万円の課金をした。
やっぱり高すぎるので、取り消したいんだけど。

- A 取り消すことができる。
- B 取り消すことができない。



被害者にならないために

◆ワンポイント: ネットでの取引について

答え⇒ B 取り消すことができない。

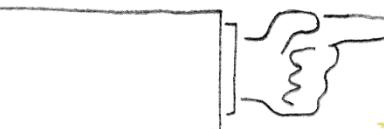
【理由】

民法21条

未成年者が契約をするには親の同意が必要。同意がなければ取り消すことができるのが原則。

しかし、子どもが成年であると偽った場合には、契約を取り消すことができない。

被害者にならないために



ネット取引のまとめ



- ① ネットで取引をする場合には親の同意を得てください。
- ② 自分が成人していると偽って契約をすると後で取り消すことができませんので注意してください。

被害者にならないために

◆被害の例3...高額バイト

Q. Twitterで荷物を受け取るだけで10万円もらえるという求人募集を見つけた。買いたいものもあるし、やってみようか。

⇒オレオレ詐欺の共犯として犯罪が成立する可能性が高い。高額なバイト求人には気を付けて！



被害者にならないために

◆被害の例4...架空請求

Q. 身に覚えのない過大な金額を支払え、支払わなければ差し押さえ手続きを実施する、などというメールが届いた。どう対応すればいい？

⇒無視をしてください。



まとめ

- ① ネット上にアップする前に一度、よく考える。
- ② 自分の裸の写真などを送らない。
- ③ 知らない人からのメールに返信しない。
- ④ ネットで知り合った人に自分の情報を知らせない。
- ⑤ 問題が生じたらすぐに家族・警察に相談する。

【5. 「SNSいじめ」ってなに？】

「SNSいじめ」ってなに？

Q. 「いじめ」って？

⇒同じ学校に通っているなどの人間関係のあるほかの子供たちが行う、心や体などに影響を与える行動(インターネットを使ったものを含みます。)のうち、対象となった子どもが心や体に苦しさや痛みを感じているもの。

⇒範囲がめちゃくちゃ広い！

つまり、いじめられたと思った子が「嫌だな」「つらい」と感じたら、それはいじめになります。

「SNSいじめ」ってなに？

Q. いじめはしてはいけないの？

⇒法律上、禁止されています

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。
(いじめ防止対策推進法)

「SNSいじめ」ってなに？

いじめの多くは、実は犯罪が成立する。

①ひどくぶつかられたり、押されたり、殴られたりけられたりする

⇒暴行罪。
血が出たり骨が折れたりすれば傷害罪

②断ったら危害を加えると脅して、嫌なことや恥ずかしいことをさせる。

⇒強要罪。

③断ったら危害を加えると脅して、現金を巻き上げる。

⇒恐喝罪

④教科書を盗まれた。

⇒窃盗罪。

⑤自転車をわざと壊された。

⇒器物損壊罪。

⑥「学校に来たら殴る。」と脅す。

⇒脅迫罪。



「SNSいじめ」ってなに？

Q. インターネットを使ったいじめってどんなもの？

- ①「学校に来たら殴る。」というメールを送る。 ⇒脅迫罪
- ②インターネット上のサイトに実名をあげて「万引きをしていた。」「気持ち悪い。」「うざい」などと悪口を書き込む。 ⇒名誉棄損罪, 侮辱罪
- ③携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮って、インターネット上のサイトに掲載する。 ⇒児童ポルノ提供等罪

「SNSいじめ」ってなに？

Q. それ以外には？

- ① Cさん以外のメンバーで新しいLINEグループを作ってCさんを仲間はずれにする。
- ② 本人が嫌がる写真や動画を共有する。
- ③ 誰宛てかを一切書かないでみんなでステータスマッセージに悪口を書く。 など



⇒いじめられたと思った子が「嫌だな」「つらい」と感じたら、それはいじめになります。

「SNSいじめ」ってなに？

Q. いじめを受けたかも、と思ったらどうすればいい？

→担当の先生や周りの大人に相談してください。

大人には、いじめられた子どもを支援し、いじめた子供に対して指導しなければならないと決められています。



Q. 先生や親が何も動いてくれないときは？

⇒いろいろな相談窓口があります。

- ①24時間子供SOS(文部科学省)
0120-0-78310(なやみいおう)
- ②「子どもの人権110番」
- ③児童相談所全国共通ダイヤル 189
(いちはやく)
- ④弁護士会や警察署



「SNSいじめ」ってなに？

Q. いじめられている場合、どんなことをすればいい？

- ① 壊されたもの、汚されたものを保管しておこう。
- ② ケガをしたとき、体調が悪いときは病院に行こう。
- ③ 友達とのやり取りを保管しておこう。
- ④ 日記をつけてみよう。

※ただし、辛くないよう無理のない範囲で。



「SNSいじめ」ってなに？

Q. いじめられてつらいので、SNSでつらい気持ちを投稿しようと思っています。

⇒やめておきましょう。逆にいじめの加害者になってしまう可能性があります。

また、弱い気持ちを利用した犯罪に巻き込まれてしまう危険性があります。

【6. 終わりに】

まとめ

〈書き込む場合〉立ち止まってよく考えて

- ・SNSへの投稿に当たっては、ほかの人の権利を侵害していないか（誰かを傷つける内容になっていないか），立ち止まってよく考えてみることが大切。

〈書き込まれた場合〉早めに相談して

- ・逆に被害に遭ってしまった場合、すぐに親や先生に相談するようにしてください。

◆表現の自由について

憲法では、思想及び良心の自由(20条)、表現の自由(21条)が保障されています。人権の中でも最重要の権利といえます。

◆表現の自由について

世界中でこれらの権利が侵害されているニュースがあふれています。

日本の中でもそうです。

⇒委縮してしまったり、黙ってしまってはいけません。

今日お話しした注意点を守りつつ、積極的に情報発信をすることが今後も重要になります。



出典: BBCニュースジャパン「ミャンマーでインターネット遮断、市民の反発高まる中 抗議デモも」<https://www.bbc.com/japanese/55967978> (2021年2月7日)

ご清聴ありがとうございました。

